

## 財形関連質疑

### 1 申込 解約 中断 復活関連

#### (1) 財形の申込及び解約

回答 職員が金融機関に直接申込及び解約の手続きをして下さい。

※ 第6条 (財形貯蓄等の申込等)

※ 第12条 (財形貯蓄契約等の解約等)

#### (2) 金融機関の変更 (A銀行→B銀行)

回答 募集期間 (6/1～6/10) までは可能。(A銀行解約 B銀行申込)  
解約だけは、解約する月の前月の10間までに金融機関で可能

※ 第6条 (財形貯蓄等の申込等)

※ 第12条 (財形貯蓄契約等の解約等)

#### (3) 複数の金融機関への申込

回答 職員1人について1金融機関です。

※ 第5条 (契約の範囲)

#### (4) 育児休業で給料がないので中断したい

回答 中断する前月の10日まえまでに金融機関に提出

※ 第11条 (預け入れの中断及び復活)

#### (5) 財形住宅等の限度額をこえそうなので、中断したい。

回答 募集期間以外の中断は不可。(中断の理由に該当しない。)

解約するか来年度の募集期間に変更をすること。

※ 第11条 (預け入れの中断及び復活)

#### (6) 3月退職者の財形貯蓄について

回答 中断ということになる。解約は本人の希望する時に金融機関で解約して下さい (解約の忘れがないように留意下さい。)

※ 第11条 (預け入れの中断及び復活)

※ 第12条 (財形貯蓄契約等の解約等)

#### (7) 県と県以外の団体等の異動による処理

回答 引継ぎができるように金融機関に依頼をするので、異動する職員の①氏名

②職員番号③財形種類④積立額等が分かる資料を福利課に提出して下さい。

(8) 再任用も財形は可能か。

回答 可能である。

職員番号等が変更になる場合、新規か継続か金融機関に確認

(9) 金融機関で解約をした場合に福利課に連絡する必要があるか。

回答 特に必要はない。

## 2 その他

(1) 銀行の問い合わせに対する対応

回答 個人情報なので、折り返しの電話等で回答する。

(2) 本人からの財形銀行の確認

回答 銀行から本人へ回答をお願いします。